

管理棟 2 F 会議室 入室(利用人数)上限について

令和3年12月1日から

運動及び発声など動作が主な利用をする場合 (各種スポーツ競技・ダンス及び体操・合唱等)			着座または着座に近い状態での利用をする場合 (講義・会議・学習・控室・ヨガ等)		
会議室	全室	16(変更前⑩)	会議室	全室	43(変更前⑬)
	A	9(変更前⑥)		A	22(変更前⑫)
	B	7(変更前④)		B	21(変更前⑪)

上限人数
R3/12/1
改定

※役員・観覧者・保護者等の関係者も入室する場合、主目的である利用人数制限人数に含まれます。

※予約時間の中で、人が入れ替わっての利用等により、入室人数制限を利用延べ人数が超える場合については、事前に申出をし、完全な入替制(ロビー・廊下・玄関等の室内待機禁止)を行うとともに、入れ替えごと(時間ごと)の利用者名簿の提出をします。

なお、この人数制限につきましては、今後の状況により変更することがあります